

平成21年度環境省政策評価書（事後評価）要旨

評価実施時期：平成22年4月

担当部局：環境保健部

施策名：（施策7）環境保健対策の推進

施策体系：（目標7-3）石綿健康被害救済対策

評価結果の概要

【達成の状況】

- 石綿による健康被害の救済に関する法律(救済法)に基づき、平成21年度末までに5,892件(平成20年度末:4,552件)が認定されており、被害者の救済は着実に進んでいる。
- 「石綿の健康影響に関する検討会」の健康リスク調査結果(6地域)を平成21年度初めに取りまとめ、その結果を踏まえ、今後の石綿関連施策や指定疾病の見直しのための検討材料とするため、一般環境経路による石綿ばく露の健康リスク評価に関する調査(7地域)、石綿健康被害救済制度に関する海外動向調査、被認定者に関する医学的所見等の解析調査、指定疾病見直しのための石綿関連疾患に関する事例等調査等を実施し、データや知見の集積を行った。
- 平成21年10月に「石綿による健康被害に係る医学的事項に関する検討会報告書」を取りまとめ公表した。
- 平成21年10月に「石綿健康被害救済制度の在り方について」諮問した。
- 平成22年3月に「石綿健康被害救済制度における指定疾病に関する考え方について」(案)を取りまとめ意見募集(パブリックコメント)を行った。

【必要性】

- 石綿による健康被害者の多くは重篤な病気を発症するとも知らずに石綿にばく露し、自らに非がないにもかかわらず、いっどこで受けた石綿ばく露が原因か不明なまま、何の救済も受けられないまま死亡する、という状況にあったが、救済法の施行により迅速な救済措置が図られている。しかし、被害の発生状況を見ると、中皮腫の患者数は徐々に増加しており、今後しばらくは、増加すると予想されているため、引き続き迅速な救済のための措置を重点的に実施していく必要がある。
- 石綿については上記のような特殊性があることにかんがみ、健康被害者の迅速かつ安定した救済の観点から、救済給付に必要な費用については、民事責任(損害賠償責任)とは切り離し、広く事業主、国及び地方公共団体が全体で負担する必要がある。

【有効性】

- 平成21年度末時点において実質7,625件(平成20年度末:6,557件)の申請が行われ、うち5,892件(平成20年度末:4,552件)が認定されている。

【効率性】

- 中央環境審議会に医学的判定のための部会、小委員会、審査分科会を設置し、効率的に医学的判定を進めている。(平成21年度末時点において、環境再生保全機構から医学的判定の申出を受けた4,516件中、4,416件(平成20年度末:3,557件中、3,440件)について医学的判定を実施。)

【今後の展開】

- 引き続き、石綿による健康被害の救済に関する法律(救済法)の着実かつ円滑な施行に努める。
- 救済法において、国は石綿健康被害の予防に関する調査研究の推進に努めなければならないこととされていることを踏まえ、平成22年度以降、以下の調査を実施し、知見やデータを収集する。
 - ・一般環境経路による石綿ばく露の健康リスク評価に関する調査
 - ・石綿健康被害救済制度に係る動向調査
 - ・石綿関連疾患に係る医学的所見の解析調査・還元等事業等
- 法施行後5年以内見直しのため、法律の施行状況を踏まえた諸課題について整理検討を行う。